

改正後	改正前
<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「㉒」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(㉒×20/100)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。</p> <p>ただし、平成31年4月1日から平成33年3月31日の間に被災雇用者に対して支給する給与等がある場合は、㉓のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。</p> <p>また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(㉓×控除率)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 「㉓」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額(※1)} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} (\text{※2})$ <p>i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成27年改正前の所得税法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。</p> <p>※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「㉔」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉕」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3</p>	<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「㉒」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(㉒×20/100)」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(㉓×10/100)又は」を消します。</p> <p>(2) 「㉓」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額(※1)} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} (\text{※2})$ <p>i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）</p> <p>※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成27年改正前の所得税法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。</p> <p>※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「㉔」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉕」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3</p>

改正後

改正前

個⑥077-6 被災代替資産の特別償却に関する明細書（租税別措置法の適用を受ける場合）【表面】

(新設)

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(租税特別措置法の適用を受ける場合)

(平成 年分)

氏名 _____

資産の種類	①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類	②	()	()	()
対象資産の構造又は名称	③			
取得等年月日	④	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .
滅失等をした資産の用途	⑥	(m)	(m)	(m)
被災代替資産の用途	⑦	(m)	(m)	(m)
取得価額 (償却保証額)	⑧	円	円	円
償却の基礎になる金額	⑨			
耐用年数	⑩	年	年	年
償却方法	⑪	定額法 ()	定額法 ()	定額法 ()
償却又は改定償却率	⑫	0. /	0. /	0. /
償却期間	⑬	月 12	月 12	月 12
普通償却費	算出償却費 (⑨×⑫×⑬)	円	円	円
	増加償却費			
	計 (⑬+⑭)			
特別償却	特別償却の対象となる部分の取得価額	⑰		
	特別償却率	⑱	100	100
	特別償却限度額 (⑰×⑱)	⑲	円	円
	必要経費に算入した特別償却額	⑳		
	翌年への繰越額 (⑲-㉑)	㉒		
費	事業の用に供した年の翌年必要経費に算入した特別償却額	㉓		
	前年からの繰越額 (前年分の㉒)	㉔		
償却費合計額 (⑬+⑭又は㉓)	㉕			
未償却残高	㉖			
その他参考となるべき事項	㉗			

個⑥077-6 被災代替資産の特別償却に関する明細書（租税別措置法の適用を受ける場合）【裏面】

(新設)

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(租税特別措置法の適用を受ける場合)

この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 11 条の 3 第 1 項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、租税特別措置法施行令第 6 条第 2 項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表 10 の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表 10 の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
イ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
ア 「⑭」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
(ア) 被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち減失等をした建物の床面積の 1.5 倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
(イ) 上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
イ 「⑮」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

取得等の時期等 資産の種類	発災後三年経過日前		発災後三年経過日以後	
	中小事業者（※1）	左記以外の個人	中小事業者（※1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%

※ 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人をいいます。

- (8) 「⑯」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された減失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
措法第 11 条の 3

改正後

改正前

個⑥077-7 被災代替資産の特別償却に関する明細書（震災特例法の適用を受ける場合）【表面】

個⑥077-2 被災代替資産の特別償却に関する明細書【表面】

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(震災特例法の適用を受ける場合)

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

(平成 年分)

氏名 _____

資産の種類	①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類	②	()	()	()
対象資産の構造又は名称	③			
取得等年月日	④	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .
滅失等をした資産の用途	⑥	(m)	(m)	(m)
被災代替資産の用途	⑦	(m)	(m)	(m)
取得価額 (償却保証額)	⑧	円	円	円
償却の基礎になる金額	⑨			
耐用年数	⑩	年	年	年
償却方法	⑪	定額率法	定額率法	定額率法
償却又は改定償却率	⑫	0.	0.	0.
償却期間	⑬	月 12	月 12	月 12
普通償却費	算出償却費 (⑨×⑫×⑬)	円	円	円
	増加償却費			
	計 (⑭+⑮)			
特別償却	特別償却の対象となる部分の取得価額			
	特別償却率	100	100	100
	特別償却限度額 (⑫×⑯)	円	円	円
	必要経費に算入した特別償却額			
	翌年への繰越額 (⑰-⑱)			
特別償却費	事業の用に供した年の翌年			
	前年からの繰越額 (前年分の⑱)			
	必要経費に算入した特別償却額			
償却費合計額 (⑭+⑲又は⑳)	㉔			
未償却残高	㉕			
その他参考となるべき事項	㉖			

資産の種類	①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類	②	()	()	()
対象資産の構造又は名称	③			
取得等年月日	④	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .
滅失等をした資産の用途	⑥	(m)	(m)	(m)
被災代替資産の用途	⑦	(m)	(m)	(m)
取得価額 (償却保証額)	⑧	円	円	円
償却の基礎になる金額	⑨			
耐用年数	⑩	年	年	年
償却方法	⑪	定額率法	定額率法	定額率法
償却又は改定償却率	⑫	0.	0.	0.
償却期間	⑬	月 12	月 12	月 12
普通償却費	算出償却費 (⑨×⑫×⑬)	円	円	円
	増加償却費			
	計 (⑭+⑮)			
特別償却	特別償却の対象となる部分の取得価額			
	特別償却率	100	100	100
	特別償却限度額 (⑫×⑯)	円	円	円
	必要経費に算入した特別償却額			
	翌年への繰越額 (⑰-⑱)			
特別償却費	事業の用に供した年の翌年			
	前年からの繰越額 (前年分の⑱)			
	必要経費に算入した特別償却額			
償却費合計額 (⑭+⑲又は⑳)	㉔			
未償却残高	㉕			
その他参考となるべき事項	㉖			

改正後

改正前

個⑥077-7 被災代替資産の特別償却に関する明細書（震災特例法の適用を受ける場合）【裏面】

個⑥077-2 被災代替資産の特別償却に関する明細書【裏面】

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(震災特例法の適用を受ける場合)

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第13条第2項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するか区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表10の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「④」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
イ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑥」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
ア 「⑩」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
(ア) 被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち減失等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
(イ) 上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
イ 「⑪」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第13条第1項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するか区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表10の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「④」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
イ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑥」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
ア 「⑩」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
(ア) 被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち減失等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
(イ) 上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
イ 「⑪」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

取得等の時期等 資産の種類	平23. 3. 11～平28. 3. 31		平28. 4. 1～平31. 3. 31	
	中小事業者（※1）	左記以外の個人	中小事業者（※1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%
(3) 船舶、航空機（※2） 又は車両及び運搬具	36%	30%	24%	20%

取得等の時期等 資産の種類	平23. 3. 11～平28. 3. 31		平28. 4. 1～平31. 3. 31	
	中小事業者（※1）	左記以外の個人	中小事業者（※1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%
(3) 船舶、航空機（※2） 又は車両及び運搬具	36%	30%	24%	20%

- ※1 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。
※2 資産の種類(3)の航空機は、平成28年3月31日までに取得等した場合に対象となります。
- (8) 「⑨」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された減失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

- ※1 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。
※2 資産の種類(3)の航空機は、平成28年3月31日までに取得等した場合に対象となります。
- (8) 「⑨」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された減失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
震災特例法第11条

- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
震災特例法第11条

改正後

改正前

個⑥079 申告書 A 第一表

個⑥079 申告書 A 第一表

税務署長 平成 年 月 日 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0113

税務署長 平成 年 月 日 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0112

Personal information section including address, name, sex, and date of birth.

Personal information section including address, name, sex, and date of birth.

Main tax calculation table with columns for income, tax, and deductions. Includes a vertical label '第一表 (平成二十九年分以降用)' on the right.

Main tax calculation table with columns for income, tax, and deductions. Includes a vertical label '第一表 (平成二十八年分以降用)' on the right.

Signature and stamp section for the tax preparer.

Signature and stamp section for the tax preparer.

個⑥080 申告書 A 第二表

⑥080 申告書 A 第二表

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

管理番号 FA0067

管理番号 FA0066

住所 フリガナ 氏名

住所 フリガナ 氏名

所得から差し引かれる金額に関する事項 (社会保険料、掛金)

所得から差し引かれる金額に関する事項 (社会保険料、掛金)

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の内訳 (雑所得、配偶者控除)

所得の内訳 (雑所得、配偶者控除)

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

住民税に関する事項 (扶養親族、障害者控除)

住民税に関する事項 (扶養親族、障害者控除)

住民税に関する事項 (扶養親族、障害者控除)

住民税に関する事項 (扶養親族、障害者控除)

特別適用条文等

特別適用条文等

特別適用条文等

特別適用条文等

改正後

改正前

個①081 申告書B第一表

個①081 申告書B第一表

FA0123

税務署長 平成 年 月 日 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

住所 (又は事務所等) 〒	個人番号	フリガナ	氏名	性別	職業	届出番号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 年 月 日 住居	男/女	〒		男/女				
	電話番号	自宅・勤務先・携帯						

収入金額等	種類	金額	税	算	その他
事業等	課税される所得金額	000	26		
農業	(26-27)又は第三表上の②に対する税額又は第三表の②	000	27		
不動産	配当控除		28		
利子	(特定増改修等)住宅借入金等特別控除		29		
配当	政党等寄附金等特別控除		30		
給与	住宅ローン特別控除		31		
公的年金等	災害軽減額		32		
その他	再取引所得税額(基本所得税額)		33		
総合課税	復興特別所得税額(④×2.1%)		34		
一時	所得税及び復興特別所得税の額		35		
事業等	外国税額控除		36		
農業	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		37		
不動産	所得税及び復興特別所得税の申告特別控除		38		
利子	所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)		39		
配当	所得税及び復興特別所得税の納める税金	00	40		
給与	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額		41		
雑	還付される税金		42		
総合課税・一時	配偶者の合計所得金額		43		
合計	専従者給与(控除)の合計額		44		
雑損控除	青色申告特別控除額		45		
医療費控除	医療費控除		46		
社会保険料控除	社会保険料控除		47		
小規模企業共済等掛金控除	社会保険料控除		48		
生命保険料控除	平均課税対象金額		49		
地震保険料控除	平均課税対象金額		50		
寄附金控除	変動一時所得金額		51		
寡婦・寡夫控除	申告期限までに納付する金額	00	52		
勤労学生・障害者控除	延納届出額	000	53		
配偶者(特別)控除	還付される税金	0000	54		
扶養控除	郵便局名等	0000	55		
基礎控除	預金 普通 当座 貯蓄 貯蓄 貯蓄	0000	56		
合計	扶養控除	0000	57		
	基礎控除	0000	58		
	合計	0000	59		

税務署長 平成 年 月 日 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

FA0122

第一表 (平成二十九年分以降用) 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

第一表 (平成二十八年分以降用) 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

改正後

改正前

個⑥082 申告書B第二表

個⑥082 申告書B第二表

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 番号 氏名 フリガナ

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) 所得の種類 収入金額

雑所得 (公的年金等以外) 総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項 所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

特別適用条文等

事業専従者に関する事項 事業専従者の氏名 個人番号 続柄 生年月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額

住民税・事業税に関する事項 10 課税対象の扶養親族 扶養親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 別居の場合の住所

非課税所得など 所得の種類 所得金額

第二表 平成二十九年分以降適用 所得から差し引かれる金額に関する事項 10 雑損控除 11 医療費控除 12 社会保険料控除 13 掛金の種類 14 生命保険料控除 15 地震保険料控除 16 寄附先控除 17 配偶者控除 18 扶養控除 19 専従者控除 20 扶養控除額の合計 21 事業専従者給与(控除)額の合計額 22 住民税 23 事業税

第二表 平成二十九年分以降適用 所得から差し引かれる金額に関する事項 10 雑損控除 11 医療費控除 12 社会保険料控除 13 掛金の種類 14 生命保険料控除 15 地震保険料控除 16 寄附先控除 17 配偶者控除 18 扶養控除 19 専従者控除 20 扶養控除額の合計 21 事業専従者給与(控除)額の合計額 22 住民税 23 事業税

整理番号 FA0076

住所 番号 氏名 フリガナ

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) 所得の種類 収入金額

雑所得 (公的年金等以外) 総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項 所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

特別適用条文等

事業専従者に関する事項 事業専従者の氏名 個人番号 続柄 生年月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額

住民税・事業税に関する事項 16 課税対象の扶養親族 扶養親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 別居の場合の住所

非課税所得など 所得の種類 所得金額

第二表 平成二十八年分以降適用 所得から差し引かれる金額に関する事項 10 雑損控除 11 医療費控除 12 社会保険料控除 13 掛金の種類 14 生命保険料控除 15 地震保険料控除 16 寄附先控除 17 配偶者控除 18 扶養控除 19 専従者控除 20 扶養控除額の合計 21 事業専従者給与(控除)額の合計額 22 住民税 23 事業税

第二表 平成二十八年分以降適用 所得から差し引かれる金額に関する事項 10 雑損控除 11 医療費控除 12 社会保険料控除 13 掛金の種類 14 生命保険料控除 15 地震保険料控除 16 寄附先控除 17 配偶者控除 18 扶養控除 19 専従者控除 20 扶養控除額の合計 21 事業専従者給与(控除)額の合計額 22 住民税 23 事業税

改正後

改正前

個⑥087 申告書第五表 (修正申告用・別表)

個⑥087 申告書第五表 (修正申告用・別表)

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表)

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表)

FA0048

FA0047

住所、フリガナ、氏名、整理番号、一連番号

住所、フリガナ、氏名、整理番号、一連番号

修正前の課税額 (単位は円)

修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額 (1-9)

税金の計算 (48-65)

総合課税の所得金額 (1-9)

税金の計算 (48-65)

修正申告により増加する税額等 (10-11)

修正申告により増加する税額等 (10-11)

修正申告により増加する税額等 (10-11)

修正申告により増加する税額等 (10-11)

修正申告によって異動した事項 (12-15)

修正申告によって異動した事項 (12-15)

修正申告によって異動した事項 (12-15)

修正申告によって異動した事項 (12-15)

所得から差し引かれる金額 (16-27)

所得から差し引かれる金額 (16-27)

所得から差し引かれる金額 (16-27)

所得から差し引かれる金額 (16-27)

税金の計算に関する事項 (28-35)

税金の計算に関する事項 (28-35)

税金の計算に関する事項 (28-35)

税金の計算に関する事項 (28-35)

住民税・事業税に関する事項 (36-47)

住民税・事業税に関する事項 (36-47)

住民税・事業税に関する事項 (36-47)

住民税・事業税に関する事項 (36-47)

第五表

(平成二十九年分以降)

第五表は、申告書Bの第一表と一緒に提出してください。

第五表

(平成二十六年分以降)

第五表は、申告書Bの第一表と一緒に提出してください。

改正後

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書【裏面】

書き方

- この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。）に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。また、実特法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。
- 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。

その他の各欄は次により記入します。

- 「1 基本事項」の各欄
 - 「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。
 - 「非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実特法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る契約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その契約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要ですが）、は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。
- 「2（特定社会）保険料に関する事項」の各欄
 - 保険料（実特法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「（特定社会）保険料」といいます。）について記入します。
 - 契約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれを囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払（控除）年月日									
金額									

※（特定社会）保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対価客物電信売相場と対価客物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「（特定社会）保険料の支払（控除）金額（①）」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「（特定社会）保険料の上限（②）」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

（特定社会）保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数

イ 62 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))^① × 1 / 2

ロ 150 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))^① × 1 / 2 × 3 ÷ 12

ハ 121 万円 × 12%^② × 1 / 2

ニ 540 万円 × 12%^② × 1 / 2 ÷ 12

(注) 1 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率になります。

2 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率になります。

- 「居住者の方」 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に記載し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。
- 「総合課税により確定申告する非居住者の方」 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。
- 「172 条申告書を提出する非居住者の方」 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した後の額を記入します。

- 「3 還付に関する事項」に各欄
 - 還付請求書として使用する場合にはのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名称の口座を記入します。

- この届出書には、次の①（還付請求書として提出する場合は①及び②）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）。

- ① 契約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・契約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する金額
 - ② 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等
 - この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）。
 - なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所管税務署に提出します。
- ※ この届出書又は還付請求書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

改正前

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書【裏面】

書き方

- この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。）に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。また、実特法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。
- 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。

その他の各欄は次により記入します。

- 「1 基本事項」の各欄
 - 「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実特法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る契約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その契約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要ですが）、は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。
- 「2（特定社会）保険料に関する事項」の各欄
 - 保険料（実特法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「（特定社会）保険料」といいます。）について記入します。
 - 契約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれを囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払（控除）年月日									
金額									

※（特定社会）保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対価客物電信売相場と対価客物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「（特定社会）保険料の支払（控除）金額（①）」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「（特定社会）保険料の上限（②）」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

（特定社会）保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数

イ 62 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))^① × 1 / 2

ロ 150 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年))^① × 1 / 2 × 3 ÷ 12

ハ 121 万円 × 12%^② × 1 / 2

ニ 540 万円 × 12%^② × 1 / 2 ÷ 12

(注) 1 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率になります。

2 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率になります。

- 「居住者の方」 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に記載し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。
- 「総合課税により確定申告する非居住者の方」 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。
- 「172 条申告書を提出する非居住者の方」 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した後の額を記入します。

- 「3 還付に関する事項」に各欄
 - 還付請求書として使用する場合にはのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名称の口座を記入します。

- この届出書には、次の①（還付請求書として提出する場合は①及び②）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）。

- ① 契約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・契約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する金額
 - ② 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等
 - この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）。
 - なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所管税務署に提出します。
- ※ 平成 27 年 12 月 31 日以前に支払う又は控除される保険料について実特法第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるために確定申告書に添付する届出書として提出する場合を除き、この届出書又は還付請求書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- なお、この届出書又は還付請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

個①07 添付書類台紙【表面】

個①07 添付書類台紙【表面】

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

② のりしろ

源泉徴収票(原本)

② のりしろ

源泉徴収票(原本)

① のりしろ

本人確認書類(写)

※ 本人確認書類の写しの添付は、申告書等の提出の都度必要です。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。



① のりしろ

本人確認書類(写)

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》 ・通知カード ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り。) などのうちいずれか1つ	+	II 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか1つ
--	---	--

○ 申告に当たっては、上記①②及び裏面の③から⑥の書類(該当するものに限り。など)を、この台紙に順番(このりつけ)し申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要です。)

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》 ・通知カード ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り。) などのうちいずれか1つ	+	II 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか1つ
--	---	--

○ 申告に当たっては、上記①②及び裏面の③から⑥の書類(該当するものに限り。など)を、この台紙に順番(このりつけ)し申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要です。)

○ 医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

改正後

改正前

個⑥107 添付書類台紙【裏面】

個⑥107 添付書類台紙【裏面】

⑨ のりしろ

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ
 社会保険料
 小規模企業共済等掛金 控除関係書類

⑤ のりしろ
 生命保険料控除関係書類

④ のりしろ
 地震保険料控除関係書類

③ のりしろ
 寄附金控除関係書類

⑨ のりしろ

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ
 社会保険料
 小規模企業共済等掛金 控除関係書類

⑤ のりしろ
 生命保険料控除関係書類

④ のりしろ
 地震保険料控除関係書類

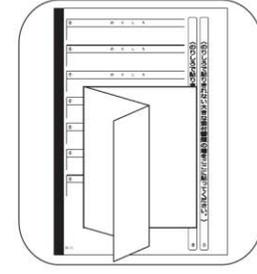
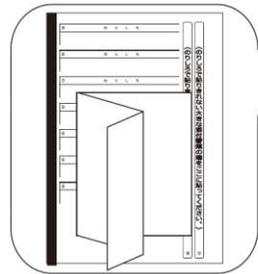
③ のりしろ
 寄附金控除関係書類

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉



29. 11

28. 11

個⑥109-7 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表 (損失申告用) (東日本大震災の被災者の方用) (二)

(新設)

■ 平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 (損失申告用) 付表 FA0191 ■

第四表付表(二) (平成二十九年分以降用) ○この付表は、申告書B(第一表・第二表及び第四表と一緒に提出してください)。

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥控除後の繰越損失額
A 年 (5年前)	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外 山林		
	雑損失 特定雑損失			
	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外 山林		
B 年 (4年前)	雑損失 特定雑損失			
	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外 山林		
	雑損失 特定雑損失			
C 年 (3年前)	純損失 年が青色の場合	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林	
	損	年が白色の場合	被災事業用 資産の損失	山林以外 山林
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林	
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失		
	雑損失	特定雑損失		
	雑損失	特定雑損失		
D 年 (2年前)	純損失 年が青色の場合	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林	
	損	年が白色の場合	被災事業用 資産の損失	山林以外 山林
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林	
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失		
	雑損失	特定雑損失		
	雑損失	特定雑損失		
E 年 (前年)	純損失 年が青色の場合	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林	
	損	年が白色の場合	被災事業用 資産の損失	山林以外 山林
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林	
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失		
	雑損失	特定雑損失		
	雑損失	特定雑損失		
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		⑧0		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		⑧1		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		⑧2		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		⑧3		

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額 円

特定雑損失の金額 円

資産 整理欄

個⑥114 災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書【表面】

(新設)

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを○で囲 → { 事業所得用
不動産所得用
山林所得用

(平成 年分)

氏 名 _____

災 害 の あ っ た 日		①	平成 年 月 日			
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (①の合計額)	②	円			
	保険金等の見込額の合計額 (②の合計額)	③				
	繰 入 限 度 額 (② - ③)	④				
災害損失特別勘定繰入額		⑤				
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細						
被災資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目					
	被災資産の所在地					
	構造、設備の 種類及び細目					
	事業の用に供した年月日	昭 平	昭 平	昭 平	昭 平	
修繕費用等の見積額	修繕費用等の見積額のうち支出見込額 ⑥	円	円	円	円	円
	再取得価額等 ⑦					
	未償却残額 ⑧					
	被災資産の価額 ⑨					
	(⑧-⑨)の金額を基 に計算した)修繕費 用等の見積額のうち 支 出 見 込 額 ⑩					
	費用の見積額 (⑥と⑩の いずれか多い方の金額) ⑪					
保険金等の見込額 ⑫						

個⑥114 災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書【裏面】

(新設)

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、個人が、災害のあった日の属する年（以下「被災年」といいます。）において、所得税基本通達36・37共一7の5（災害損失特別勘定の設定）に定めるところにより、被災事業資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に使用します。

この明細書は、確定申告書に添付してください。

○ 記載要領

- 1 「①」欄は、被災資産について災害のあった日を記載します。
 - 2 「⑤」欄は、個人が災害のあった日の属する年分（以下「被災年分」といいます。）において災害損失特別勘定に繰り入れた金額を記載します。
 - 3 「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「⑩」欄及び「⑫」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「⑥」欄から「⑩」欄までの記載を省略することができます。

 - (1) 「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。
 - (2) 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

イ 「⑥」欄には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成29年4月1日である場合には、平成30年3月31日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下これらの費用を「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、被災年の翌年の1月1日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

 - (イ) 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用その他の付随費用
 - (ロ) 災害により生じた土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
 - (ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）
 - (ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

(注) 1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載します。

2 所得税基本通達51-2の2（有姿除却）の適用を受けた資産については、上記（イ）及び（ロ）に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。
- ロ 上記イの「修繕費用等の見積額」は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積ります。
- ハ 「⑦」欄には、相当部分が損壊等をした被災資産の被災年の12月31日における再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事予定額から算定した建築価額等を記載します。
 - ニ 「⑧」欄には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から被災年の12月31日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。
 - ホ 「⑨」欄には、当該被災資産の被災年の12月31日における時価を記載します。
 - ヘ 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額から「⑨」欄の金額を差し引いて計算した金額を基に計算した見積額のうち、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額で被災年の翌年1月1日以後に支出すると見込まれるものを記載します。
 - ト 修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記ヘの方法以外の合理的な算定方法によることも認められます。この場合、その合理的な算定方法による修繕費用等の見積額を「⑩」欄に記載します。
- (3) 「⑫」欄には、被災年の翌年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額を記載します。

改正後

改正前

個⑥115 災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書【表面】

(新設)

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

いづれか当てはまるものを○で囲んでください。

事業所得用
 不動産所得用
 山林所得用

(平成 年分) 氏名 _____

災害のあった日	①	平 . . .	金額	修繕完了年分における取崩額	⑦	円
同上の日から1年を経過する日	②	平 . . .	算	本年分の要取崩額 〔⑧又は⑦〕と⑧との いずれか少ない方の金額	⑧	
修繕完了年分	③	平成 年分	入	総収入金額算入額 〔⑧〕 (+延長確認申請書の「③」)	⑨	
本年分 おける 修繕完了 年分前 の年分 に 計 算 する 取 崩 額 の 年 分 の 計 算 に 関 する 明 細 書	本年分の必要経費に算入した修繕費用等の額 (⑩の合計額)	④	円	翌年分繰越額の計算	⑩	年初災害損失特別勘定残高
	④を補填する額 保険金等の額	⑤			⑪	総収入金額算入金額 (⑨の金額)
	差引要取崩額 (④-⑤)	⑥			⑫	年末災害損失特別勘定残高 (翌年分へ繰り越す金額) (⑩-⑪)
本年分において被災資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細						
被災 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目					
	被災資産の所在地					
	構造、設備の 種類及び細目					
	修繕等の工事の名称等	⑬				
同上の修繕等の工事期間	⑭	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額	⑮	円	円	円	円	
⑮のうち本年分の 必要経費算入額	⑯					

個⑥115 災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書【裏面】

(新設)

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

この明細書は、所得税基本通達36・37共-7の8(災害損失特別勘定の総収入金額算入)に定めるところにより、災害のあった日の属する年分(以下「被災年分」といいます。)において災害損失特別勘定への繰入れをし、被災年分の翌年分以後の年分において災害損失特別勘定の金額を有する場合に記載します。

この明細書は、災害損失特別勘定を取り崩して総収入金額に算入をする年分の確定申告書に添付してください。

○ 記載要領

- (1) 「①」欄には、被災資産について災害のあった日を記載します。
- (2) 「②」欄には、「①」欄に記載した日から1年を経過する日(例えば、災害のあった日が平成29年4月1日である場合には、平成30年3月31日)を記載します。
(注)法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日を「①」欄に、①の日から1年を経過する日を「②」欄に記載します。
- (3) 「③」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年分を記載します。
イ 被災年分の翌年分に係る確定申告書の提出期限までに「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」(以下「延長確認申請書」といいます。)を所轄税務署長に提出した場合 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分(以下「修繕完了年分」といいます。)
ロ イ以外の場合 被災年分の翌年分
- (4) 「④」欄には、「延長確認申請書」を所轄税務署長に提出した場合において、本年分が修繕完了年分前の年分であるときは、「⑥」欄の合計額を記載します。
- (5) 「⑤」欄には、災害のあった日の属する年の翌年1月1日以後において、修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。)により補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「④」欄の修繕費用等の額に充てた金額の合計額を記載します。
- (6) 「⑦」欄には、本年が「③」欄に記載した修繕完了年分である場合に、前年分の年末災害損失特別勘定残高を記載します。
- (7) 「⑧」欄には、原則として「⑤」欄の金額を記載します。ただし、被災年分の翌年分にあつては、「延長確認申請書」を提出した場合において、同申請書の「③」欄に記載した金額に相当する金額を含めて記載します。
- (8) 「⑩」欄には、本年分が修繕完了年分前の年分である場合に、その年1月1日現在における災害損失特別勘定の金額を記載します。
- (9) 「本年分において被災資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細」の各欄は、次により記載します。
イ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「⑬」欄及び「⑭」欄に記載することができます。
ロ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。
(イ) 「⑬」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
(ロ) 「⑭」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
- ハ 「⑮」欄には、「③」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額(見積額を含みます。)を記載します。
なお、修繕費用等とは所得税基本通達36・37共-7の6(災害損失特別勘定の繰入額)に掲げる費用をいいます。
- ニ 「⑯」欄には、「⑮」欄に記載した金額のうち本年分において必要経費に算入した金額を記載します。

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

個7-005

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

(平成29年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成29年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2017?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成29年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2017)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2017, did you receive any foreign source income during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

(平成28年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成28年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2016?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成28年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2016)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2016, did you receive any income from sources abroad during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of income from sources abroad)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

二面

二面

- 平成19年1月1日から平成28年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2007~2016).

- 平成18年1月1日から平成27年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2006~2015).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Year)	(Month)	(Day)	(Year)	(Month)	(Day)	
年	月	日	～	年	月	日
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.						年 月 日

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Year)	(Month)	(Day)	(Year)	(Month)	(Day)	
年	月	日	～	年	月	日
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.						年 月 日

- 平成29年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2017.

- 平成28年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2016.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Month)	(Day)	(Month)	(Day)	
月	日	～	月	日
		～		
		～		
		～		
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年 月 日

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Month)	(Day)	(Month)	(Day)	
月	日	～	月	日
		～		
		～		
		～		
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年 月 日

(平成29年分)

(平成28年分)

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【三面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【三面】

Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.
Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

(1) Resident

A person who has a "JUSHO" (domicile) in Japan, or has had a "KYOSHO"(residence) in Japan for one year or more.

NOTE : Generally speaking you have a "JUSHO" in Japan if your principal establishment for living is in Japan, and you have a "KYOSHO" in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your "JUSHO".

(i) Non-permanent resident

A resident who has not Japanese nationality and has had his/her "JUSHO" or "KYOSHO" in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.

(ii) Permanent resident

A resident other than non-permanent resident.

(2) Non-resident

A person other than resident.

Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION		SCOPE OF TAXABLE INCOME		
		INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
			PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable		
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)

CLASSIFICATION		SCOPE OF TAXABLE INCOME	
		DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME
NON-RESIDENT		Taxable in principle	Not Taxable

NOTE: Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as "domestic source income", whether they are paid in Japan or abroad.

Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.
Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

(1) Resident

A person who has a "JUSHO" (domicile) in Japan, or has had a "KYOSHO"(residence) in Japan for one year or more.

NOTE : Generally speaking you have a "JUSHO" in Japan if your principal establishment for living is in Japan, and you have a "KYOSHO" in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your "JUSHO".

(i) Non-permanent resident

A resident who has not Japanese nationality and has had his/her "JUSHO" or "KYOSHO" in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.

(ii) Permanent resident

A resident other than non-permanent resident.

(2) Non-resident

A person other than resident.

Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION		SCOPE OF TAXABLE INCOME			
		INCOME FROM SOURCES IN JAPAN		INCOME FROM SOURCES ABROAD	
		PAID IN JAPAN	PAID ABROAD	PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable.(This means that the remainder retained abroad is not taxable.)
	PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable	Taxable	Taxable
NON-RESIDENT		Taxable in principle		Not taxable	

NOTE: Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as "income from sources in Japan", whether they are paid in Japan or abroad.